



中西優一郎 弁護士法人アルテ

1月18日 11:39

TO さん

契約書ご依頼の件、承知しました。本件、顧問料の範囲内で対応可能です。

業務委託契約では、委託する業務の範囲を明確にしておくことが大切です（どのような業務をいくらで委託するのか）。

業務委託料は、どの範囲の業務に対する対価かを明らかにして、金額、支払期日、支払方法を定め、業務を変更、追加する場合の取り決めもしておくほうがよいでしょう。

また、解除・損害賠償の規定（どのような場合に解除・損害賠償できるのか）、契約期間（更新の有無・方法）、秘密保持義務も重要な事項です。

特に新規の取引相手の場合、今後の継続的な取引をするにあたって、最初の契約がベースとなり後の契約書に影響を与えますので、最初にしっかりとした契約書を作成しておいたほうが安心ですね。

その他、ビジネス上の留意点も出てきますので、後ほど、上記の点も含めて確認のため、お電話にてご連絡差し上げます。

1月18日 11:41

TO 中西優一郎さん

ありがとうございます。お電話いつでもOKです 😊